

県内外来対応医療機関 管理者 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

外来対応医療機関の指定に関する制度の廃止について（通知）

日頃から本県の感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について（令和 6 年 3 月 5 日付け事務連絡）」により、本年 3 月末をもって通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、本年 4 月以降、通常の医療提供体制とする旨が示されました。

つきましては、本年 3 月末をもって、次のとおり標記の制度・取扱いを廃止・終了することとしましたので通知します。

これまで新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者等の診療に多大な御協力を賜り、本県の医療提供体制を支えていただいたことに深く感謝を申し上げますとともに、今後も本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

<制度・取扱いを終了・廃止するもの>

- 外来対応医療機関の指定・公表を終了します。
- 通常の医療提供体制への移行期間終了に伴い、「外来対応医療機関の指定に関する要綱（令和 2 年 9 月 30 日付け施行、令和 5 年 4 月 19 日付け最終改正）」を廃止します。
- 新型コロナウイルス感染症の受診者数、検査数等に係る G-MIS の入力は、厚生労働省からの入力依頼が本年 3 月末で終了することから、本県も同様に入力依頼を終了しますので、4 月からは入力は不要です。

<外来対応医療機関の最終申請期限>

令和 6 年 3 月 29 日（金）15 時まで

※ 最終申請期限を過ぎて申請された場合は、受付できかねますのでご了承ください。

問合せ先
感染症対策企画グループ
電話 045-285-0850
メール hatsunetsu-senyou.fu7b@pref.kanagawa.lg.jp